

30年以降の米政策検討会議設置要綱

平成28年12月26日制定

第1 趣 旨

平成30年からの米政策の見直しに対応するため、新潟米の基本戦略等について、県全体での方向性の共有を図る。

第2 検討事項

検討会議は、次の事項を検討する。

- (1) 新潟米の基本戦略について
- (2) 30年以降の需要に応じた米生産に向けた県内の推進体制について
- (3) その他必要な事項

第3 構 成

検討会議は、別表1をもって構成し、会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長は、新潟県農林水産部長をもって充てる。
- 3 副会長は、互選により選出する。

第4 職 務

会長は、検討会議の事務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。

第5 検討会議

会議は、必要に応じて会長が招集する。

第6 幹事会

検討会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、検討会議に付すべき事項についてあらかじめ検討するほか、会長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表2をもって構成し、幹事長1人を置く。
- 4 幹事長は、新潟県農林水産部技監をもって充てる。
- 5 幹事長の職務及び幹事会の会議については、第4の1及び第5の規定を準用する。

第7 庶 務

検討会議の庶務は、農産園芸課において処理する。

第8 補 則

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本要綱は、平成28年12月26日から施行する。

別表 1 (第3 関係)

区 分	職 名
委 員	新潟県農林水産部長 新潟市農林水産部長 長岡市農林水産部長 南魚沼市産業振興部長 新潟県農業会議会長 新潟県農業協同組合中央会専務理事 全国農業協同組合連合会新潟県本部長 にいがた岩船農業協同組合長 にいがた南蒲農業協同組合経営管理委員会長 えちご上越農業協同組合経営管理委員会長 佐渡農業協同組合経営管理委員会長 新潟県主食集荷商業協同組合理事長 新潟県指導農業士会長 新潟県農業法人協会長 新潟県稲作経営者会議会長 新潟県認定農業者会長 新潟県農業生産組織連絡協議会長

別表 2 (第6 関係)

区 分	職 名
幹 事	新潟県農林水産部技監 新潟市農林水産部課長 長岡市農林水産部課長 南魚沼市産業振興部課長 新潟県農業会議事務局長 新潟県農業協同組合中央会農業地域対策部長 全国農業協同組合連合会新潟県本部米穀部長 にいがた岩船農業協同組合営農部長 にいがた南蒲農業協同組合営農経済部長 えちご上越農業協同組合営農生活部長 佐渡農業協同組合営農事業部長 新潟県主食集荷商業協同組合参事 新潟県指導農業士会事務局長 新潟県農業法人協会副会長 新潟県稲作経営者会議副会長 新潟県認定農業者会副会長 新潟県農業生産組織連絡協議会副会長